

八王子市測量・設計等委託成績評定取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、八王子市が発注する測量・設計及び地質調査（以下「測量・設計等」という。）委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が公正かつ適正に評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定対象の委託）

第2条 評定は、1件の予定価格が100万円を超える測量・設計等委託について行うものとする。ただし、次に掲げる委託については、評定を省略することができる。

- （1） 測量委託
- （2） 地質調査委託
- （3） 品質管理担当課長が認めるもの

（評定者）

第3条 評定は、次の者が行うものとする。

- （1） 当該委託の監督員（総括監督員、主任監督員、担当監督員）
- （2） 当該委託の検査を行った検査員

（評定の時期）

第4条 評定の時期は、完了検査合格後とする。

（評定の実施）

第5条 評定者は、測量・設計等委託ごとに、測量・設計等委託成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）の各項目について、次条の規定により評定を行うものとする。

（評定の方法）

第6条 主任監督員及び担当監督員の評定は、評定表の評定項目中「業務体制」、「業務実施状況」及び「創意工夫と熱意、技術力の発揮」の各評価項目について、測量・設計等委託成績評定項目別評定表（別記第2号様式及び第3号様式）により行い、その結果を総括監督員に報告するものとする。このとき、検査終了後の手直しについては加味しないものとする。

2 総括監督員は、前項により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果を総合的

に判断し、評価表の各評価項目（「法令・契約等の遵守」の項目を除く。）について評価を行うものとする。

- 3 総括監督員は、評価表の評価項目中「法令・契約等の遵守」について、測量・設計等委託成績評価項目別評価表（別記第4号様式）により評価を行うものとする。
- 4 総括監督員である委託担当課長（以下「課長」という。）は、測量・設計等委託成績評価報告書に当該委託に係る意見を付し、評価表とともに品質管理担当課長に報告するものとする。このとき、「創意工夫と熱意、技術力の発揮」の評価に加点があった場合は、第3号様式を添付し、「法令・契約等の遵守」の評価に減点があった場合は、第4号様式に加え根拠資料を添付するものとする。
- 5 検査員は、測量・設計等委託成績評価項目別評価表（別記第5号様式）により当該委託の評価を行い、その結果を評価表により品質管理担当課長に報告するものとする。
- 6 品質管理担当課長は、前2項の規定により報告を受けた監督員及び検査員の評価結果を評価表に取りまとめるものとする。

（評価の基準）

第7条 測量・設計等委託成績評価の評価の基準については別に定める。

（評価点の評価）

第8条 測量・設計等委託成績評価に基づく評価区分は、以下のとおりとする。

ランク	評価点	内容
A	80点以上	優良
B	75点以上 80点未満	標準的
C	70点以上 75点未満	標準的だが、軽微な指摘あり
D	60点以上 70点未満	改善すべき事項があり、指導が必要
E	60点未満	改善すべき事項が多く、指導が必要

（評価内容の確認）

- 第9条 品質管理担当課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評価結果に関する内容等について、評価基準との整合性及び妥当性を確認し、疑義が生じた場合は、評価者に説明を求めることができる。
- 2 品質管理担当課長は、前項の説明内容について、不備が認められる場合は、当該評価者に対し修正を求めることができる。
 - 3 前項の規定により、品質管理担当課長から修正を求められた評価者は、速やかに評価内容を見直し、その結果を再提出しなければならない。

（評価結果の処理）

第10条 品質管理担当課長は、評定結果を契約課長に報告し、測量・設計等委託成績評定結果通知書により委託担当課長に通知する。また測量・設計等委託成績評定通知書（別記第6号様式）により受注者に通知する。

（評定通知の説明）

第11条 受注者は、品質管理担当課長に対し、評定の内容について、前条の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が休日にあたる時は、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に説明を求めることができる。

2 品質管理担当課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 課長及び契約課長は、前項の説明について品質管理担当課長に協力しなければならない。

（苦情申立て）

第12条 受注者は、前条第2項の説明に不服があるときは、品質管理担当課長に対して苦情の申立てをすることができる。

2 受注者は前項の苦情の申立てをする場合は、説明を受けた日の翌日から起算して14日以内に苦情申立書（第10号様式）を提出しなければならない。

3 前項の対応について必要な事項は別に定める。

（八王子市工事等成績評定苦情審査委員会の設置）

第13条 前条の苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、別に定める八王子市工事等成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 品質管理担当課長は、苦情が申立てられたときは、遅滞なく八王子市工事等成績評定苦情審査委員会（議案書）（第11号様式）を作成し、工事等成績評定等の関係資料を添えて委員会の審査に付さなければならない。

（苦情申立者への回答）

第14条 品質管理担当課長は、委員会の審査結果を踏まえ、申立てられた苦情に対する回答について決定し、速やかに回答書（第12号様式）を申立者へ送付する。

2 前項の規定により評定の修正が必要であると決定されたときは、当該評定を行った監督員及び検査員は、委員会の審査結果を踏まえ評定のやり直しを行う。

（評定の修正）

第15条 監督員又は検査員は、第14条第2項の委員会の審査結果又は評定を修正すべき新たな事案が認められたときは、当該委託成績評定を修正することができる。た

だし、修正ができる期間は、業務完了日から2年間とする。

2 前項により評価を修正する場合は、第5条及び第9条、第10条の規定を準用する。

(評価結果の公表)

第16条 品質管理担当課長は、測量・設計等委託成績評価の結果を公表する。

2 前項の実施についての細目は、別に定める。

(データベースの管理)

第17条 品質管理担当課長は、測量・設計等委託成績評価の結果をデータベース化し、その管理に努めなければならない。

(評価の検証)

第18条 品質管理担当課長は、年度ごとの測量・設計等委託成績評価を取りまとめ、その結果を検証し、公表しなければならない。

2 前項の実施についての細目は、別に定める。

(評価の活用)

第19条 契約課長は、品質管理担当課長から評価結果の報告を受け、受注者の適切な選定に活かすよう努めなければならない。

(改善指導)

第20条 品質管理担当課長は、評価区分のDランク以下を取得した受注者に対し、検査における指摘事項等について改善指導を行い、改善計画書の提出を求めるものとする。

2 品質管理担当課長は、改善計画書の提出について、通知(第11号様式)を行い、受注者は通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日の評価から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。